

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 平成 30 年 4 月 26 日

東京都作業部会確認年月日 平成 30 年 4 月 26 日

事業名 共同実施事業（ドーピング FA）

案件名 大会専用アンチ・ドーピングラボラトリー改修工事

確認の視点	東京都の見解	備考	
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ● 本件は、東京 2020 大会期間中にドーピング検査における検体分析を行う大会専用分析施設を構築するものであり、パラリンピックにおける検体分析も含まれる。 ● このため、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、パラリンピック経費の 4 分の 1 相当額を都が負担する事項である。 		
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約における整備は大会関係のオペレーションにあたることから、平成 29 年 5 月 31 日の合意に従い、組織委員会が執行する内容として妥当である。 ● 組織委員会が会場整備や大会運営を担うことになっており、この方針により準備を進めている。 ● 本件は、平成 30 年度 4 月に実施設計を完了し、引き続き工事を行うものであり、継続性が必要となる。 ● また、組織委員会は WADA 等と協議して整備計画をまとめているため、確実かつ速やかに会場整備を行うために一括して執行することが効率的、効果的である。 		
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ● IOC、IPC 及び WADA の要件を満たすドーピング分析施設の構築は大会運営に不可欠な事業である。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮施設の規模は、過去大会の事例を参考に、WADA の意見等を調整、反映して設定したとの説明を受けた。 ● 発注図書において、直接仮設工事等の数量の整合を確認した。 ● 積算にあたっては、原則として東京都財務局の定める積算基準に準拠し、標準単価や建設資材定期刊行物による単価に基づき積算されていることを確認した。 ● また、見積もりによる単価については複数者の見積もりを徴収し、比較検討の上、適切な単価を採用していることが確認できた。 ● 工程については、提示された工程表を確認した。 ● 買取りする設備については、3R を推進し大会後に有効活用を図るため、リユースの方法を早期に確定していただきたい。それが困難である場合には、予定金額の範囲内でリースによる調達も含めた検討を早期に行っていただきたい。 ● アクセシビリティについて本施設は「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」の適用外であることを確認した。一方で、アスリートの来訪があることから、外構改修によりスロープを新設するなど、車いす利用者等へ配慮した計画としていることを併せて確認した。 ● 大会専用アンチ・ドーピングラボラトリーに必要な施設や設備の内容・機能については、組織委員会へのヒアリングにより WADA や国内で唯一ドーピング検査における検体分析機関として WADA の認定を受けている本施設の運営受託者の要求に基づいて検討、協議を経て決定していることを確認した。 	

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> ● 積算にあたっては、原則として東京都財務局の定める積算基準に準拠し、標準単価や建設資材定期刊行物による単価に基づき積算されている。 ● また、見積もりによる単価については複数者の見積もりを徴収し、比較検討の上、適切な単価を採用していることが確認できた。 ● 上記のほか、組織委員会からヒアリングを行うとともに、提示された図面、内訳書により包括的に確認した。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ● 本改修工事については、積算や整備内容の妥当性等を図る目的で、上記の項目を中心として、組織委員会からヒアリングを行うとともに、提示された図面、内訳書により適切であることを包括的に確認した。 ● 本件は、パラリンピックの実施に当たり必要な事業であり、本改修工事が今後発生する工事監理及び什器設置、復旧工事等、アンチ・ドーピングラボラトリー構築に係る経費を含め、全体が現時点でV2予算内に収まっていることを確認しているが、今後V2予算の金額を超過しないことはもとより、一層の経費縮減を図ること。 		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。